

【表紙】

【提出書類】 臨時報告書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成29年 7 月 3 日

【会社名】 ケイヒン株式会社

【英訳名】 THE KEIHIN CO.,LTD.

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 大 津 育 敬

【本店の所在の場所】 東京都港区海岸 3 丁目 4 番20号

【電話番号】 03-3456-7801（代表）

【事務連絡者氏名】 取締役総務部長 野 村 洋 資

【最寄りの連絡場所】 東京都港区海岸 3 丁目 4 番20号

【電話番号】 03-3456-7801（代表）

【事務連絡者氏名】 取締役総務部長 野 村 洋 資

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所
（東京都中央区日本橋兜町 2 番 1 号）
ケイヒン株式会社（横浜地区）
（神奈川県横浜市鶴見区大黒埠頭15番地 2 ）
ケイヒン株式会社（名古屋地区）
（愛知県名古屋市中川区玉船町 2 丁目 1 番地）
ケイヒン株式会社（大阪地区）
（大阪府大阪市北区大淀南 1 丁目 5 番 1 号）
ケイヒン株式会社（神戸地区）
（兵庫県神戸市中央区小野浜町11番47号）

1【提出理由】

平成29年6月29日開催の当社第70期定時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項および企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

2【報告内容】

(1) 株主総会が開催された年月日

平成29年6月29日

(2) 決議事項の内容

第1号議案 株式併合の件

平成29年10月1日を効力発生日として、当社普通株式について10株を1株に併合するものであります。

第2号議案 定款一部変更の件

株式併合の割合に応じて、発行可能株式総数を2億4,800万株から2,480万株に変更するとともに、単元株式数を1,000株から100株に変更するものであります。

第3号議案 取締役13名選任の件

大津育敬、杉山光延、浅脇 誠、関本篤弘、尾曲裕之、坂井賢敏、荒井正俊、桑嶋耕造、野村洋資、大津英敬、吉村 裕、酒井 透、本保芳明の各氏を取締役に選任するものであります。

第4号議案 監査役1名選任の件

柏岡 裕氏を監査役に選任するものであります。

第5号議案 補欠監査役1名選任の件

野口 隆氏を補欠監査役に選任するものであります。

第6号議案 退任監査役に対し退職慰労金贈呈の件

退任監査役漆畑光一氏に対し、当社所定の基準に従い相当額の範囲内で退職慰労金を贈呈することとし、その具体的金額、贈呈の時期、方法等は、監査役の協議に一任するものであります。

(3) 当該決議事項に対する賛成、反対および棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件ならびに当該決議の結果

決議事項	賛成数 (個)	反対数 (個)	棄権数 (個)	可決要件	決議の結果および 賛成割合 (%)
第1号議案 株式併合の件	51,363	182	0	(注) 1	可決 95.57
第2号議案 定款一部変更の件	51,384	161	0	(注) 1	可決 95.61
第3号議案 取締役13名選任の件					
大津育敬	50,995	548	0	(注) 2	可決 94.88
杉山光延	51,386	157	0		可決 95.61
浅脇 誠	51,388	155	0		可決 95.61
関本篤弘	51,390	153	0		可決 95.62
尾曲裕之	51,390	153	0		可決 95.62
坂井賢敏	51,329	214	0		可決 95.50
荒井正俊	51,389	154	0		可決 95.62
桑嶋耕造	51,390	153	0		可決 95.62
野村洋資	51,389	154	0		可決 95.62
大津英敬	51,325	218	0		可決 95.50
吉村 裕	51,330	213	0		可決 95.51
酒井 透	50,334	1,209	0		可決 93.65
本保芳明	51,363	180	0		可決 95.57
第4号議案 監査役1名選任の件 柏岡 裕	51,093	452	0	(注) 2	可決 95.07
第5号議案 補欠監査役1名選任 の件 野口 隆	49,322	2,223	0	(注) 2	可決 91.77
第6号議案 退任監査役に対し退 職慰労金贈呈の件	43,433	8,110	0	(注) 3	可決 80.81

- (注) 1. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の3分の2以上の賛成による。
2. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数の賛成による。
3. 出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数の賛成による。

(4) 議決権の数に株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

事前行使分および当日出席の一部の株主から各議案の賛否に関して確認できた議決権の数の集計により、各決議事項の可決要件を満たし、会社法上適法に決議が成立したため、本株主総会当日出席の株主のうち、賛成、反対および棄権の確認ができていない議決権数は加算しておりません。

以上